

第 18 回 滋賀県流域治水推進審議会 議事録

1. 開催日時 令和 7 年 6 月 18 日（水）15:00～17:20

2. 開催場所 滋賀県危機管理センター災害対策室 6、7 および Web 会議併用

3. 出席者

滋賀県流域治水推進審議会委員（50 音順）

岡井委員、柏尾委員、黒坂委員、佐山委員、多々納委員（会長）、中川委員、正岡委員、村上委員、竜王委員、和田委員

事務局

土木交通部 流域政策局 流域治水政策室

※事務局からの依頼により出席

知事公室 防災危機管理局

琵琶湖環境部 琵琶湖保全再生課、森林保全課、森林政策課

農政水産部 耕地課、農村振興課

土木交通部 都市計画課、建築課、住宅課

4. 議事

滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づく取組の検証について

5. 結果

【審議会当日の主な意見】

- ・ 答申全体を通して、達成したことの羅列となっているので、課題がクリアに見えるようにすること。
- ・ 推進体制のイメージ図に「地域」や「住民」が入っていないので、住民・自治体との連携を明確にすべき。

【意見交換・質疑応答】

■答申全体の構成・表現

- （会長）「はじめに」の文章が冗長。「頑張っている」ことのアピールに終始しており、本当に伝えたい「治水安全度が低い状況」という課題が不明確。「基幹的対策である、「ながす」対策…」などの議論は不要で、むしろ、ためる・とどめる・そなえる対策の具体的内容を記載すべき。答申全体を通して、達成したことの羅列ではなく、「できていないこと」「残っている課題」を具体的に記述し、課題がクリアに見えるようにすべき。
- ⇒ （事務局）ご指摘の通り、表現が分かりにくい点があった。課題が見えるように、記述

を具体的に修正する。

■「はじめに」について

- （委員）「はじめに」の部分で、これまでの滋賀県独自の取組の中で弱かった点、今後加速すべき点（特に答申 1, 3 で示される新しい方向性）を課題として強調すべき。答申 1 の主題を、より具体的に「浸水警戒区域が存在する中・上流部」のように記述するのはどうか。
- ⇒（事務局）「はじめに」で、浸水警戒区域の安全度が変わっていない点や、非居住地の区域指定が未着手である点など、具体的に課題を絞って書くことを検討する。ただし、答申 1 の本文を「浸水警戒区域」に限定すると、指定候補地が対象外になり議論が矮小化する懸念がある。また、浸水警戒区域の制度は、河川整備の規模を超過するような洪水時の、川の外での対策の 1 つとして作られた経緯がある。主題は（案）どおりの記述としたい。

■答申 1 について

- （会長）答申本文と参考資料（3 ページの「浸水警戒区域が多く存在する」など）で内容に齟齬があると誤解を招く。両方の整合性をとり、より良い表現に統一すべき。流域治水は元々、河川整備が進まないから始まった経緯がある。その根本的な課題（整備に 200 年かかる等）を「現状」に追記し、「だからこそ総合的な対策が必要」という論理構成を明確にすべき。
- ⇒（事務局）本文と参考資料で表現が詳しい方を採用するなど、整合性を取って修正する。河川整備の目標規模の限界という元々の考え方についても、「現状」に言及するように修正する。

■答申 2 について

- （委員）答申 2 の「現状」部分は、取組の羅列となっており、分かりにくい。また文章が冗長で、同じ言葉（「水を取り巻く状況の変化」「エコ DRR」など）が繰り返され、課題などが分かりにくい。記述は 1/3 程度に要約できるはず。複数部局の連携に関する課題は、「各部局が個別にやっている状況にとどまっている」といった本質的な課題を明確に記述すべき。森林に関する記述も、林業の課題ではなく、治水上の課題（土壌安定度の低下など）に焦点を当てるべき。
- ⇒（事務局）課題に結びつく内容に絞り、主張が明確となるように修正する。
- ⇒（会長）「連携ができない理由（条例、意識、リーダーシップ等）」が不明確。課題をよりクリアに記述すべき。
- （委員）推進体制のイメージ図に「地域」や「住民」が全く入っておらず、違和感がある。県の部局だけでなく、住民・市町との連携も必要ではないか。
- ⇒（委員）提示された図は県庁内の体制図。住民・地域・市町といった主体を別の枠で設け、相互に連携する形で見せてはどうか。

⇒ （事務局）指摘を受け、住民・地域・市町との繋がりをイメージ図に追加する。

- （会長）「流域治水推進部会」と「（仮称）流域治水条例に関する施策検討・推進委員会」との関係性は何か。別の組織に置き換えるということか。または、別に新たな組織を作るということか。

⇒ （事務局）現状の流域治水推進部会は県庁内の関係部局で構成されている。科学的指標の検討や今後の政策を議論するため、流域治水推進部会へ学識者に入ってもらい、または別の組織を立ち上げる等はこれから検討が必要になる。

- （委員）間伐や下層植生の調査といった取組は貯留機能を維持することが目的である。適切な維持管理が行われない場合に生じる問題（土壌侵食、土砂流出等）を明確にし、維持管理による「機能維持の効果」を評価・数値化できると良い。

⇒ （会長）もっと単純でよい。例えば下層植生が失われる、あるいは管理の仕方によって流出量が大きくなるなど、既に研究されている内容を再整理し、科学的根拠に基づく指標設定としていく。「ヒアリングを行う」は削除し、「モニタリング調査等による貯留効果把握」など、より具体的な表現に修正したい。

- （委員）表現の修正提案。

答申（案）中 「居住地や市街地」→「市街地」

その他細かい文言等は審議会後に確認する。

■答申3について

- （会長）表現の修正提案。

答申（案）中 「浸水リスクのある」→「浸水リスクが高い」

「想定水深 3m を超えるエリア」と「3m 以上」の表現が混在しているため統一すべき。

⇒ （事務局）指摘に基づき修正する。「以上」に統一する。

■答申5について

- （委員）答申（案）に「規制内容」とあるが、内容に限定し、「規制方法」と区別する意図で書いてあるのか。

⇒ （会長）「条例等の内容の見直しを検討する」程度の表現が良いのではないか。

⇒ （事務局）内容に限定せず、規制の方法も含めた検討が望ましい。「規制」だけでなくガイドライン作成等の意見もあるため、「条例等の内容の見直しを検討する」という表現で修正する。

- （会長）「垂直避難することも困難」など、断定する表現は避けるべき。

「高齢者や障害者は、…垂直避難することも困難な場合がある」、「要配慮者が利用する施設は、床上浸水をしない建て方が望ましい」のように表現を見直す。

- （会長）参考資料 33 ページで浸水警戒区域における建築制限と浸水被害防止区域における建築制限の2つは何を意図しているのか。両方実施すると誤解されかねない。
- ⇒ （事務局）浸水警戒区域は現行条例の内容、浸水被害防止区域は特定都市河川浸水被害対策法に基づき区域指定をする場合の内容である。意図の違いが分かるように修正する。

■答申 6 について

- （会長）「農地や施設の効果」とあるが、この「施設」が何を指すのか不明確。霞堤そのものや関連施設を指すのであれば、誤解を招かないよう具体的に明記すべき。
- ⇒ （事務局）「施設」は霞堤や関連施設を意図していた。具体的に記述するように修正する。

■答申 7 について

- （会長）現状認識として、高齢化・人口減少などによる地域連携の弱体化情報格差、水辺との親しみの希薄化といった、何が足りないのかを具体的に書くべき。取り組みの目的（水辺に親しみつつ災害を学ぶ等）を明確に記述すべき。例えば、水辺との親しみが希薄化しているため、水辺に親しみつつ災害危険性を学び想像力を養う、地域ごとの危険箇所把握といった防災意識を、地域のニーズに合わせて醸成するなど、また分かりやすいキーワードも有効かもしれない。
アンケート結果（ハザードマップを見ていない人が半数等）のデータを活用し、取り組みの効果と課題を客観的に示すべき。
過去の条例制定時の住民会議の経緯を踏まえ、住民参加の活動評価などの実施も検討すべき。
- ⇒ （事務局）指摘された高齢化、情報、水辺との希薄化といった課題を盛り込み修正する。
「みずべのこ」といった県の取り組みなどにも触れる。

以上